

旭川廃棄物処理センター処理手数料単価表

(令和5年4月1日から適用)
(消費税含む)

NO.1

注 意 事 項

種 類	受 入 具 体 例	単 価 (10kg毎に)	受入できないもの
汚 泥	工場廃水処理や物の製造工程 などから排出される泥状物 ※ベントナイト汚泥 ※シールド汚泥 ※生コン製造汚泥 ※汚泥を乾燥処理した物 ※サンドブラスト	含水率 30%未満	260円
		含水率 30%以上 50%未満	320円
		含水率 50%以上 85%未満	380円
紙くず	新築、改築又は除去に伴い生じる紙くず (障子紙、壁紙くず、建設資材梱包材等)	330円	有害物質が付着したもの (オイル、グリース等)
繊維くず	新築、改築又は除去に伴い生じる天然繊維くず (廃ウエス、縄、ロープ、じゅつたん等)	330円	
畳	スタイロ畳、本畳 (繊維と発泡ウレタン等との複合物)	330円	
廃石膏ボード	新築、改築又は除去に伴い生じたもの	530円	
窯業系サイディング	セメントや木質系素材を混入して製造される人工の 外壁材等	440円	
石綿含有産業廃棄物	石綿を含むPタイル、石綿板、石綿管、 石綿スレート板等の非飛散性アスベスト	420円	
燃え殻	焼却残さ、石炭がら、廃活性炭等	310円	
ばいじん	ばい煙発生施設 焼却施設の集じん施設で集められたもの等	320円	分析表が 提出されていないもの
鉋さい	石綿含有産業廃棄物等の無害化处理又は 熔融処理したことにより生じたもの	310円	発火の恐れがあるもの
廃油 (タールピッチ類に限る)	アスファルト防水材・アスファルトルーフィング、 ワックス、ろう、パラフィン等の固形化した油類、 ルーフィング紙等	350円	液状のもの
火災ごみ	人災、天災等により発生した火災後の燃えさし	630円	完全消火されていないもの 他の廃棄物と混合されたもの
廃電機製品類	コンセント使用製品 (パソコン周辺機器・パチンコ機・パチスロ機 ストーブ・ボイラー、炊飯器、ドライヤー等)	2,700円	家電リサイクル法の対象 となる家電製品、鉛電池 (バッテリー、 バックアップ用電池)
廃家具類	応接セット(ソファ)・スプリング入りマット等	2,700円	

種 類	受 入 基 準 等
汚 泥	※分析表の提出：(26項目) 指定させていただいた方法で成分分析していただき、結果が埋立基準を満たしているものを 受入します。 ※土壌汚染対策法に基づく「汚染土壌」につきましては、別途お問合せをお願いします。
紙くず	※建設業・製造業に係るものに限りません。
繊維くず	※他の廃棄物と混合したものは、選別不能物(B)の単価となります。
畳	※処理上、単体での受入。 ※スタイロ畳と本畳との混合可。
廃石膏ボード	※他の廃棄物(クロスの貼付を含む)と混合したものは、選別不能物(C)の単価となります。
窯業系サイディング	※他の廃棄物と混合したものは、大きさにより選別不能物(B)又は(C)の単価となります。
石綿含有産業廃棄物	※透明なビニールシート等による一重梱包の上、当該品目単体での受入となります。 他の廃棄物と混載時は、衝撃を受けないよう荷台に中仕切りを設けてください。 (参考：石綿含有廃棄物等処理マニュアル第2版) ※搬入する際は、事前に廃棄物データシートの提出をいただき、搬入日時の打合せを させていただきます。 ※飛散防止の為、運搬終了までの間、荷台の覆い又は梱包するなど必要な措置をお願いします。
燃え殻	
ばいじん	※分析表の提出：(燃え殻、ばいじん 9項目)(鉋さい 7項目) 指定させていただいた方法で成分分析していただき、結果が埋立基準を満たしているものを 受入します。
鉋さい	
廃油 (タールピッチ類に限る)	※固形物 (油分が5%以内のもの)
火災ごみ	※分析表の提出は必要ありません。
廃電機製品類	※搬入個数に関わらず、10kg毎の計量になります。
廃家具類	

旭川廃棄物処理センター処理手数料単価表

(令和5年4月1日から適用)
(消費税含む)

NO.2

種類	受入具体例		単価 (10kg毎に)	受入できないもの
選別不能物	(A)	ビニールクロス (ビニールと紙の複合物)	520円	有害物質が付着したもの
	(B)	金属サイディング(金属と紙等の複合物) プリント配線盤、 音響吸収材(ロックウール含む) 化学繊維混紡繊維製品、土壁、木もよう板、 セルロースファイバー等、 抜根、葉のついた枝 50cm未満の廃プラスチック類、がれき、 金属(埋立)、硬質ガラス、 ガラス・陶磁器等	690円	<ul style="list-style-type: none"> 汚物 液体塗料 PCB(トランス、コンデンサ-他) 電池及びバッテリー ライター等(発熱・発火物) 水銀等有害物質 蛍光灯 不固化コーキング剤及び容器 有機物、食品 オイル及びグリース 中空物 加工品混入製品 鉛及び鉛含有物
	(C)	廃石膏ボード混入物 50cm以上の廃プラスチック類、がれき、金 属、硬質ガラス、ガラス・陶磁器等	1,040円	
	(D)	発泡スチロール混入物 廃タイヤ(ホイール有無共)	3,100円	
金属くず (リサイクル)	金属単体での受け入れとなります。 ※再生利用ができないものは、埋立処理となります。		60円 循環税非課税	鉛及び鉛含有物
木くず (破砕リサイクル処理)	新築、改築又は除去に伴って生じた木くず、 廃チップ、型枠、足場材等、内装・建具等の残材、 伐採材、木造解体材等		100円 循環税非課税	CCA廃材(ヒ素化合物を含む 防腐剤を注入した木材) コータール電柱 抜根、葉のついた枝
動植物性残さ (発酵処理)	食品製造業から生じる動物又は植物にかかる固形状の 不要物 (魚、内臓などのあら、ボイルかす、野菜くず、醸造 かす、発酵かす等)		260円 循環税非課税	小さな袋、 容器に入っているもの 塩分を多く含むなど、発酵 に適さないもの
特別管理産業廃棄物 廃石綿 (アスベスト)			2,420円	事前連絡の上、搬入日が 確定されていないもの
選別手数料 前処理手数料	処理単価に加算		50円	

○開設時間 : 4月~10月 8:00~17:00 11月~3月 8:30~17:00

○定休日 : 日曜日、祝日、年末年始(12月31日~1月4日)

旭川廃棄物処理センター

〒070-8053 旭川市江丹別町共和279-2

TEL・FAX (0166)63-4153

<http://www.asahikawa-dpc.co.jp>

注意事項

種類	受入基準等
選別不能物	※汚泥、燃え殻、ばいじん、銻さいとの混合物は成分分析表の提出が必要となります。 ※火災ゴミは搬入前に事前連絡をいただき、搬入日時の打合せをさせていただきます。
金属くず	※有害物質が付着したもの。(汚物、グリース等) ※金属くずの埋立処理は選別不能物(B)の単価となります。
木くず (破砕リサイクル処理)	※釘で10cm程度は付いたままでかまいません。 (釘以外の金属と木の複合物は選別不能物(B)となります。) ※伐採木など大きな物は選別、前処理手数料(50円/10kg)を加算します。 ※リサイクルに際し、破砕が可能なもの。 ※木くずの埋立処理は選別不能物(B)となります。 ※破砕処理能力等の都合上、搬入状況によっては制限させていただく場合があります。
動植物性残さ (発酵処理)	※動植物性残さは、発酵処理をします。ビニールなど、異物が混入しないようご注意ください。 ※形状、大きさが10cm以下のもの。 ※処理能力等の都合上、搬入状況によっては制限させていただく場合があります。
特別管理産業廃棄物 廃石綿 (アスベスト)	※法に基づき飛散しないよう固化したもの若しくは、専用袋(厚さ0.15mm以上) による二重梱包の上、当該品目単体での受入となります。 ※搬入する際は、事前に廃棄物データシート(アスベスト)の提出をいただき、搬入日時の打合せを させていただきます。 ※飛散防止の為、運搬終了までの間、荷台の覆い又は梱包するなど必要な措置を お願いします。

※廃電気製品類、廃家具類、選別不能物等、複数の材質から構成されている品目を搬入の際、契約書はその材質ごとに記入して下さい。
 ※搬入された品目が契約書に記載されていないもの、展開検査時に受入できないものと判断したものに付きましては、受入をお断りしております。
 ※廃棄物の飛散防止等
 トラック等の荷台に積載した廃棄物にはシート等を掛け、飛散の防止をお願いします。
 ※荷下ろし作業等
 廃棄物の荷下ろし作業はお客様においてお願いいたします。また、容器からは廃棄物を出していただいております。
 尚、廃棄物の荷下ろし作業等には重機等の貸出はしておりません。
 ※廃棄物の種類、受入基準につきましては展開検査時に検査員によって判断させていただきます。
 不明な点は、展開検査員までお問い合わせください。
 ※処理手数料は、搬入の都度、現金でのお支払いをお願いいたします。
 ※埋立処理する品目について『北海道循環資源利用促進税』が、1トン当たり1,000円課税されます。
 ※上記、受入基準等は法律等が改正された場合には変更があります。当社ホームページにて御確認ください。